

令和7年度環境保全計画書

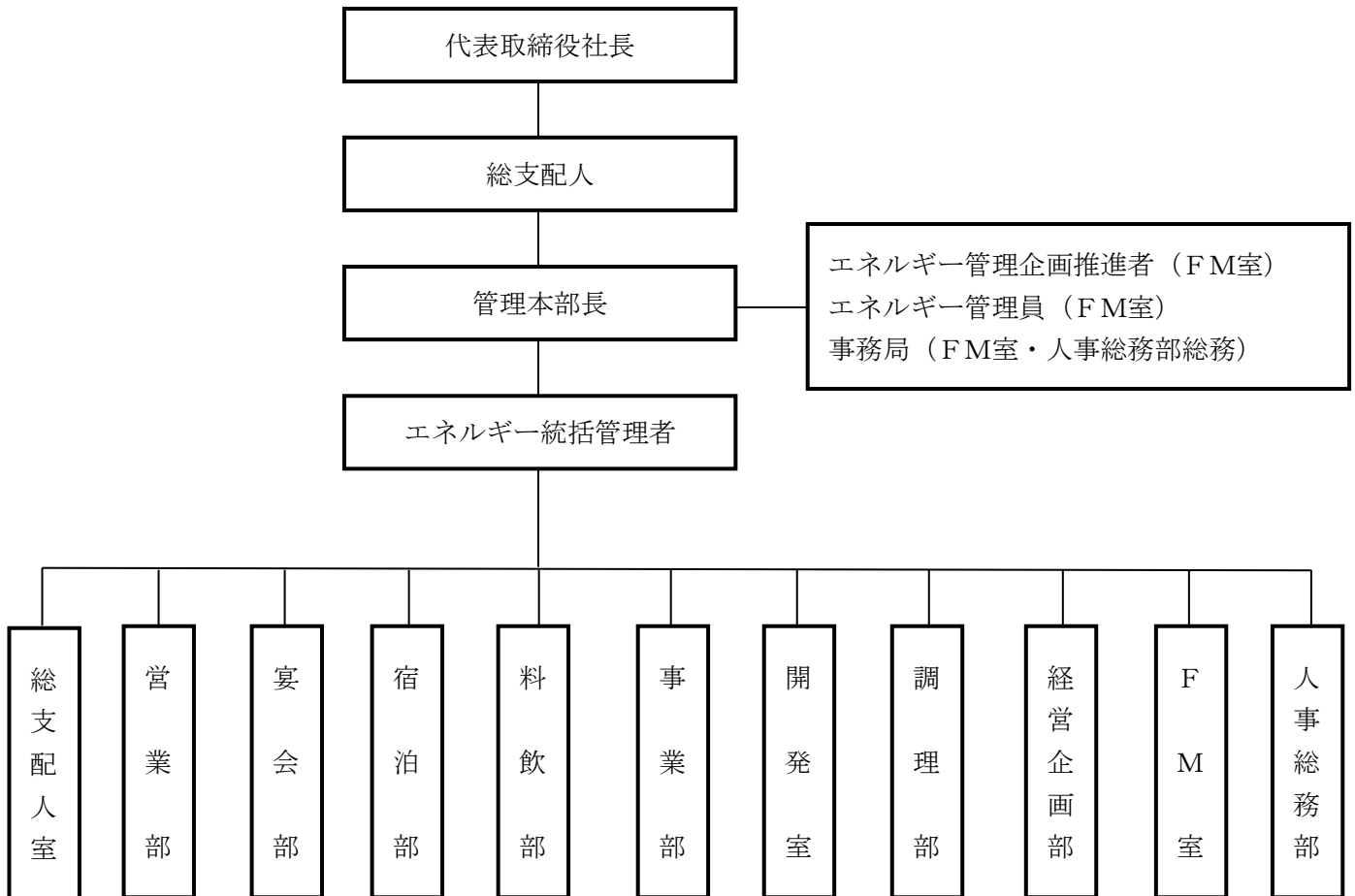
① 環境保全に関する基本方針(基本理念)

神戸ポートピアホテルは、企業の社会的責任として地球環境の保全が人類
共通の最重要課題の1つであることを認識し、持続可能な社会を目指して、
あらゆる面で環境負荷の低減に配慮する「地球環境にやさしいホテル」を目指してまいります。

② 環境保全に関する組織の現況

当社における環境管理体制は下図のとおりです。

組織図



委員長…人事総務部長

副委員長…管理本部長 FM室長

③重点取組目標・計画
【2025年度の重点目標・計画】

当社では事業活動の環境負荷低減を目指し、2025年度、以下の課題に取り組んでいきます。

- 1)省エネルギーの推進
ベンチマーク指標の達成(ホテル業 0.723以下が目標)
- 2)省資源とリサイクルの推進
ごみの排出量の抑制とごみの分別によるリサイクルの推進
- 3)環境への配慮
グリーン商品の優先的購入80%以上
- 4)地域社会との調和
ホテル周辺の美化運動の月1回以上の実施

④ 公害防止対策に係る計画

ア. 目標及び管理目標値

	目 標
大気汚染防止対策	◆「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。(「大規模工場・事業場に係る窒素酸化物総量指導指針(兵庫県指針)」の対象工場及び事業場にあつては、同指針に定める「総量指導基準」等を遵守する旨記載する。)◆大気汚染防止法に規定するばい煙(いおう酸化物、ばいじん、窒素酸化物等)について、 別表1 に記載するばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値を遵守する。
水質汚濁防止対策	◆「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。◆ 別表2 に記載する排出水の水質に係る管理目標値及を遵守する。◆排出規制がない有害物質について、可能な限り使用量及び排出量を把握し、排出削減に努める。◆有害物質等による地下水汚染の未然防止及び拡散防止に努める。
産業廃棄物対策	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。◆廃棄物の発生量を抑制するとともに、再利用を促進する。

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

目 標 項 目		目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
大気汚染防止対策	ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等）、粉じん、有害大気汚染物質の年間総排出量の把握と排出量削減	◆ばい煙発生施設の設置又は更新をする場合は、低NO _x 仕様の機器を採用する。 ◆運用管理の見直し（ターボ冷凍機をベース機とし、蒸気吸収式冷凍機への稼働を減らすことでボイラーの稼働削減を行う）
	ばい煙の排出規制の遵守	排ガス処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、 別表3 「排出ガス中のばい煙濃度等測定計画」により、目標値の遵守状況を確認する。この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。なお、測定結果が法令基準値に適合しなかった場合には、その旨を関係行政機関に連絡するとともに、適切な措置を講ずる。
水質汚濁防止対策	(公共用水域に排出する場合)	
	排出水の水質管理及び汚濁負荷の総量管理	◆排水処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、「排出水の汚染状態測定計画 別表4 」の目標値の遵守状況を確認する。 この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。なお、測定結果が法令基準値に適合しなかった場合には、不適合内容について関係行政機関に連絡するとともに、適切な措置を講ずる。
	富栄養化防止対策の推進 (窒素・燐の排出量の削減)	
	(公共下水道を使用する場合)	
	公共用水域の環境保全	◆下水道法及び神戸市下水道条例等に基づき、除害施設の適正な維持管理、排除基準の遵守、排水の水質測定等を行う。また、各種報告は関係法令の規定に基づき実施する。
産業廃棄物対策	法令等の規制を遵守	◆法令等に定める産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度、廃棄物の保管・処理基準を遵守し、法定の記録・報告を実施する。
	廃棄物の発生抑制・再利用	◆廃棄物の発生抑制・再利用を積極的に実施する。

⑤. 地球温暖化対策に係る計画

ア. 前年度（2024年度）の電気・燃料等の使用量及び今年度（2025年度）使用予定量

活動の区分	燃料・焼却物等の種類	単位 発熱量 (MJ)	2024 年度 使用量等	2025 年度 使用予定量	単位	排出 係数	排出量(kg-CO2)	
							2024 実績	2025 予定
燃料の使用	原料炭				kg			
	一般炭				kg			
	A 重油				ℓ			
	B 重油				ℓ			
	C 重油				ℓ			
	LPG				kg			
	都市ガス	45.0	2,866,985	2,865,000	Nm ³	2.09	5,991,998	5,987,850
	その他 (廃棄物等)				Kg			
電気事業者から供給された電気の使用			12,164,727	12,046,000	kWh	0.419	5,097,020	5,047,274
熱供給事業者から供給された熱の利用					MJ			
合計			15,031,712	14,911,000			11,089,081	11,035,124

イ. 基準年度及び前年度の二酸化炭素排出量、2025 年度及び 2024 年度の二酸化炭素の排出削減目標（その他温室効果ガスが発生している場合はその排出量、排出削減目標も含む。）

温室効果ガス	排出量		削減目標		削減率（%）	
	基準年度 (1990 年度)	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年 (目標に対する 基準年度比)	2024 年度 (実績に対する 基準年度比)
二酸化炭素	15,725,521	11,089,081	11,035,124	11,667,332	△29.8	△29.4
メタン						
一酸化二窒素						
HFC						
PFC						
六フッ化硫黄						
合計	15,725,521	11,089,081	11,035,124	11,667,332	△29.8	△29.4

ウ. 目標達成のために講ずる措置・対策

措置の区分	具体的対策	削減目標
エネルギーの使用の合理化	コージェネレーションシステムの効率的運用	2020 年 4 月にコージェネレーションシステムの更新が完了した。これにより従来通りエネルギーの効率的な運用を継続的に実施する。
	高効率照明器具（LED 等）への積極的採用	2025 年度も引き続き機械室スペースの照明（蛍光灯）を LED 化する。

6. 公害防止対策及び地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る計画
公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る目標・計画

(目標達成年次2025年度中)

	分野	項目		目標
1	事業所等での節水	節水		2019年比2%減
2	事業所等での廃棄物の適正処理・減量	分別回収		徹底
		コピー用紙の使用削減		2024年比2%減
		ミスコピー用紙の再利用		徹底
		廃棄物発生量の削減		2024年比2%減
3	事業所等での再生製品等の使用	グリーン購入の実施		80%
		再生紙の使用促進		100%
		プリンタトナーカートリッジの再生利用		100%
4	環境負荷の少ない資源、材料、燃料の選択	廃棄の際の環境影響を配慮した材料の選定	処分可能部分の塩素化合物の削減	全廃
			梱包用発泡スチロールの削減	全廃
			分解工程の効率化	30%向上
		積載量の適正化		全車両
		エコドライブ・アイドリングストップの推進		徹底
5	特定フロン等使用量の削減	代替物資への転換		全量
		設備更新時、特定フロン非使用設備を導入		全量
		特定フロン使用機器の適正廃棄		フロン回収の徹底
6	環境に配慮した施設整備	光害の抑制		夜間照明の抑制
		二酸化炭素削減、生ごみ廃棄量削減		生ごみ処理機使用部署拡大
7	従業員教育	新入社員対象の環境に関する講習会の開催		1回/年
		社内ニュースでの啓発		毎月刊
8	地域社会への参画	事業所周辺の清掃活動		月2回実施を継続
9	プラスチックにかかる資源循環法対応および資源化推進	レジ袋をバイオマス素材配合、ストローは生分解性ストローを使用、		全館使用
		客室内のアメニティ商品の変更		順次移行
		テイクアウト用のマドラー、ナイフ、フォークなどカトラリーの木製商品への移行		順次移行

別表1 ばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値

施設名	排出口最大許容濃度目標値(下段括弧内の記載は目標値の根拠等)
	大気汚染防止法等の法令で排出規制のある項目 有害物質(法令基準が適用される項目または目標値を設定する項目のみ記載)
	窒素酸化物 [ppm]
本館ボイラーNo. 1	150(法令基準値)
本館ボイラーNo. 2	150(法令基準値)
本館ボイラーNo. 3	150(法令基準値)
南館ボイラー	150(法令基準値)
廃熱回収ボイラー	150(法令基準値)

別表2 排水に係る水質管理目標値

法令排水基準設定項目 (生活環境項目)	項目	管理目標値 (mg/l)	目標値の根拠 (法令等基準値との関係等)	定期測定の実施
	水素イオン濃度(pH)	5をこえ9未満	排水基準範囲値	○
	生物化学的酸素要求量(BOD)	2000以下	〃	○
	ノルマルヘキサン	150以下	〃	○

別表3 排出ガス中のばい煙濃度等測定計画

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
1	窒素酸化物の濃度及び排出量	2回/年	※下記のとおり	JISK-0104	
2	ばいじんの濃度	2回/年	※下記のとおり	JISZ-8808	

※ 本館ボイラーNo. 1～3、南館ボイラー、廃熱回収ボイラー(コージェネレーション)

別表 4 排水水の汚染状態測定計画

測定項目		測定頻度	測定箇所	測定方法
法令排水基準設定項目 (生活環境項目)	水素イオン濃度 (pH)	1 回／日	3 会 所	法令の規定方法 JISK-0102. 1
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 回／月 (1 2 回／年)	3 会 所	法令の規定方法 JISK-01022. 1 および JISK-010232. 3
	ノルマルヘキサン	1 回／月 (1 2 回／年)	3 会 所	昭和 49 年環境庁告示 第 64 号付表 4 による 計測